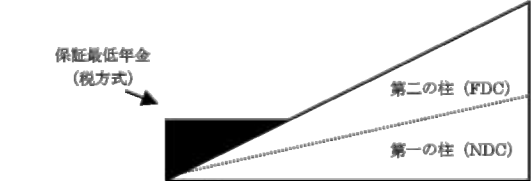


<p>国名</p>	<p>ポーランド</p>
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税 財 源</p> <p>企業・個人年金</p>	
<p>被保険者</p> <p>(◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農民や司法関係者などの特別年金制度の加入者を除いて、一般の公的年金制度への加入が義務付けられている。そのうち、1949年以降の出生者は、下記の「三本柱」からなる新しい年金制度（99年創設）に加入。それ以前の出生者は、確定給付・賦課方式型の旧年金制度に継続加入。 第一の柱（みなし拠出建て賦課方式 NDC）：◎（強制加入） 第二の柱（拠出建て積立方式 FDC）：◎（強制加入） 第三の柱（私的年金）：△（任意加入）※企業年金／個人年金
<p>保険料率</p>	<p>新制度の保険料率：19.52%（被用者は労使折半）</p> <p>うち「第一の柱」の財源となる保険料：12.22%</p> <p>「第二の柱」の財源となる保険料：7.3%</p>
<p>支給開始年齢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男性65歳，女性60歳の誕生日以降，加入者が自由に選択。
<p>基本受給額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の所得代替率は，1950年生まれの男性74.6%・女性57.4%。1974年生まれの男性64.5%・女性45.9%と推計。なお，新制度での年金受給は2009年から始まった。
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第一の柱：$P=K/G$ ・P：年金給付額，K：年金権総額（拠出した年金保険料総額＋みなし運用収益総額），G：退職時の年齢から推計される平均余命 ・みなし運用利回りは，「総賃金上昇率」を用いる。 ・第二の柱： <ul style="list-style-type: none"> ・個人口座に支払った保険料を金融市場で運用し，基本的には引退時にその積立金で終身年金を購入。
<p>所得再分配</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第一の柱」と「第二の柱」では，自ら拠出した保険料は，退職後の保険原理による部分を除けば，他人へ再分配されないのが原則。 ・ただし，「第一の柱」では，①加入者が支給開始年齢前に死亡してもNDCの年金権は相続されないこと（FDCの年金権は相続される），②NDCの給付算定において，平均余命に男女の区別がないこと，などは所得再分配の要素となっている。
<p>公的年金の財政方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第一の柱：みなし拠出建て賦課方式（Notional Defined Contribution：NDC） ・第二の柱：拠出建て積立方式（Funded Defined Contribution：FDC）
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・失業手当受給期間，出産・育児休暇期間，強制兵役期間，家族への介護期間は，国庫負担によって保険料が支払われる。また最低保証年金の財源も国庫負担。
<p>年金制度における最低保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第一の柱」と「第二の柱」からの給付額合計が，政府の最低保証水準に満たない場合は，最低保証年金によって補填。財源は，租税による。 ・現在の最低保証水準（2009年3月1日現在）は，月額675.10PLN（約2万円）。これは，平均老齢年金額の46%，最低賃金の53%に相当。
<p>無年金者への措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金制度の枠内ではないが，公的扶助で対応。
<p>公的年金と私的年金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三の柱」として，任意加入の企業年金，個人年金がある。しかし加入者が少なく低調。
<p>国民に対する年金情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年，NDC及びFDCの個人勘定口座について明細書を被保険者に送付。

ポーランドの年金制度

藤森克彦（みずほ情報総研(株) 主席研究員）

1. 制度の特色

ポーランドは、1999年に「みなし拠出建て方式（Notional Defined Contribution：以下NDC）」を取り入れた新しい年金制度を導入した。新制度は、強制加入の「第一の柱」「第二の柱」と、任意加入の「第三の柱」から構成されている。「第一の柱」はNDCで運営され、「第二の柱」はFDC（拠出建て積立方式、Funded Defined Contribution：以下、FDC）で運営されている。「第三の柱」は、任意加入の企業年金や個人年金となっている。

ポーランドのNDCは、みなし運用利回りとして「総賃金上昇率」を用いている。総賃金上昇率は、一人当たり名目賃金上昇率と就業人口上昇率の和である。これに対して、同じくNDCを導入するスウェーデンでは、一人当たり名目賃金上昇率をみなし運用利回りとし、就業人口の増減などに対しては年金資産と債務をバランスさせる「自動安定装置」で対応している。ポーランドでは、就業人口の増減がみなし運用利回りに反映されているために、「自動安定装置」は設定されていない。ポーランドのNDCは、スウェーデンと比較してシンプルな制度設計となっている。

NDCを導入したメリットとして、①GDPに占める年金支出割合をどの時代・世代においても一定にでき、少子高齢化が進展しても現役世代の負荷を高めないこと、②NDC（第一の柱）とFDC（第二の柱）を組み合わせることで、分散投資の効果を期待できること、③NDCとFDCでは拠出と負担の関係が明確であり、保険料納付のインセンティブや就労継続のインセンティブが向上すること、といった点があげられる。

2. 沿革

ポーランドの年金制度は、第一次大戦と第二次大戦の戦間期に始まり、1950年代までに賦課方式による年金制度となった。一般被用者が加入する一般的な年金制度と、鉄道職員や職業軍人などを対象にした職域ごとの特別な年金制度があり、その後公的年

金は地方の人々も包括していった。80年代末において、公的年金の所得代替率は70%を超えていた。

89年の共産党政権の崩壊後、資本主義への体制転換が始まった。「ショック療法」と呼ばれる急速な自由化が進められた結果、ハイパーインフレ、金融引締めに伴う景気後退、大量の失業者が生じ、90年代前半のポーランド経済は深刻な状況に陥った。

こうした不安定な経済情勢は、年金財政にも影響を与えた。具体的には、90年代初頭に大量に発生した失業者の減少を目的に「早期退職制度」が導入された。これは年金受給者の急増を招いて、年金財政悪化の一因となった。

そこで95年に、労働省から新しい年金改革案が提出された。しかし、従来の年金制度を修正する程度のものに過ぎず、支持を得られなかった。その後96年に、抜本的な年金改革を唱える労働大臣の下、世界銀行高官や大学教授を入れた年金改革チームが結成された。97年に同チームは、「三本柱」から構成される年金改革案を政府に提出し、99年1月から新しい老齢年金制度が導入された。

3. 制度体系の概要

(1) 三本柱

ポーランドでは、一般被用者、農協職員、フリーランサー、農業以外の従事者、議会議員を対象にする一般的な公的年金と、農民、裁判官・検察官、及び1998年末までに職業軍人や警察官であった人を対象に、職域ごとに設立されている特別年金制度がある。

一般的な公的年金は99年に年金改革が行われ、新制度が導入された。新制度の加入者は、1949年1月1日以降の出生者を対象として、それ以前の出生者は、旧来の確定給付・賦課方式型の年金制度に継続加入する。

新制度は三本柱で構成され、NDCで運営される「第一の柱」と、FDCで運営される「第二の柱」は強制加入となっている（図表）。ただし、新制度加入者のうち1949年1月1日～68年12月31日の出生者に対しては、特例的に「第二の柱」に加入せずに「第一の柱」に保険料全額を納付する選択肢が付与された。これは、同世代ではFDCへの保険料拠出年数が短いために、市場で保険料を運用する「第二

(図表)「三本柱」の概要

	普遍的な(強制加入)年金制度		任意加入の年金制度
	第一の柱(NDC)	第二の柱(FDC)	第三の柱(FDC)
加入形態	強制	強制	任意
財政方式	賦課方式	積立方式	積立方式
給付の決め方	拠出建て	拠出建て	拠出建て
保険料率	12.22%	7.3%	—
運用 (運用利回り)	非市場運用 (総賃金上昇率)	金融市場運用 (金融市場運用利回り)	金融市場運用 (金融市場運用利回り)
運営	公	民	民
個人勘定口座	NDC個人勘定口座	FDC個人勘定口座	一般の個人勘定口座
社会的目的	基礎レベルの給付	基礎レベルの給付	より高い水準の給付

(資料) ZUS, *Social Insurance in Poland*, 2009, p.33などを参考に筆者作成

の柱」への加入リスクが高いと考えられたためである。ちなみに、同世代の47%が特例措置を選択し、「第一の柱」に対してのみ保険料を拠出している。

他方「第三の柱」は、任意加入となっており、「従業員年金プラン」とよばれる企業年金と「個人退職口座」とよばれる個人年金が設置されている。しかし登録手続の煩雑さや税制優遇措置の不足などから加入者が少なく低調である。

(2) 最低保証年金 (Guaranteed Minimum Pension)

「第一の柱」と「第二の柱」から得られる年金給付額が、政府の保証する最低水準よりも低い場合には、最低保証年金から不足額が補填される。最低保証年金の財源は、一般会計である。

最低保証のレベル(2009年3月1日現在)は、月額675.10PLN(約2万円, 1PLN=30円で換算。以下同じ)に設定されている。これは、平均年金給付額の46%、最低賃金の53%に該当する。

なお、最低保証年金の受給資格として、保険料拠出年数として男性25年間、女性20年間が必要である。

4. 給付算定方式, スライド方式, 支給開始年齢

(1) 第一の柱

「第一の柱」の年金給付額(P)は、退職時点までに各自のNDC個人勘定口座に記録された「年金権総額(拠出した年金保険料総額+みなし運用収益総額)」(K)を、退職時の年齢から推計される「平均余命」(G)で除して定められる($P=K/G$)。年

金権総額は、拠出した年金保険料に「総賃金上昇率(=一人当たり名目賃金上昇率+就業人口上昇率)」をみなし運用利回りとして複利で算出される。支給開始年齢については、男性65歳、女性60歳の誕生日以降であれば、加入者が自由に選択できる。年金額を増やすには、就労期間を延ばして支給開始年齢を遅らせることで対応できる。ただし支給開始時期は、第二の柱と同一の時期としなくてはならない。

なお、退職時に定められた年金額は、前年度の消費者物価指数でスライド調整していくが、少なくとも、前年度の実質賃金上昇率の5分の1は下回らないようにする。

(2) 第二の柱

「第二の柱」では、被保険者は各自のFDC個人勘定口座に保険料を積み立てていき、積み立てた保険料を金融市場にて運用する。退職時になると、加入者は拠出した保険料総額と運用益の全額を用いて、新たに設立された年金会社から終身年金を購入する。終身年金の給付水準は、男女を合わせた平均余命を用いて計算される。

なお、60~65歳までに引退した女性は、65歳になるまでの間、保険料を積み立てて運用した「公開年金基金(Open Pension Fund)」から年金給付を受給する。OPFによる給付水準は、NDCの計算と同様である。

5. 負担, 財源

老齢年金(第一の柱, 第二の柱)の財源は、保険

料収入によって賄われている。保険料率は19.52%（被用者であれば労使折半）であり、長期に固定される。また、保険料算定の基礎となる個人の賃金には上限が定められており、全国平均賃金の250%を超える部分には保険料が課せられない。

保険料19.52%のうち、12.22%は「第一の柱（NDC）」、7.3%は「第二の柱（FDC）」に割り振られる。これは、将来の年金給付が、「第一の柱」と「第二の柱」からほぼ50%ずつ得られるように設計されたものである。スウェーデンに比べて、市場で資金を運用する「第二の柱」の割合が高いことがポーランドの年金制度の一つの特徴である。

なお、現状では、老齢年金の財政収支は赤字であり、一般会計から資金が投入されている。この要因は、旧制度は確定給付・賦課方式で運営されているのに対して、新制度では保険料の7.3%（FDC）分が現役世代の個人口座に積み立てられ、高齢者の給付にならないためである。なお、旧制度に基づく年金受給者の減少などに伴って、今後赤字幅は減り2030年頃からは老齢年金の財政収支は黒字に転じる見込みである。

6. 財政方式、積立金の管理運用

(1) 第一の柱（NDC）

「第一の柱」は、NDCによって運営されている。資金の流れは賦課方式と同様であり、保険料（12.22%部分）は、現在の高齢者の年金給付に充てられる。しかし、拠出した保険料は「NDC個人勘定口座」に記録されていく。その上で、実体資産は高齢者への給付となって存在しないにもかかわらず、概念上あたかも積立金があるかのようにみなして、「みなし運用利回り」を用いて運用収益も記録していく。

みなし運用利回りには「総賃金上昇率」を採用している。総賃金上昇率は、「一人当たり名目賃金上昇率」と「就業人口上昇率」の和であり、GDP成長率とほぼ近い値となる。景気の悪化によって名目賃金上昇率が低下したり、あるいは就業人口が減少すれば、みなし運用利回りが低下して、給付が抑制される。総賃金上昇率をみなし運用利回りとすることによって、GDPに占める公的年金支出の割合が一定になる。

そして退職時に、拠出した年金保険料とみなし運用収益の総額を、退職時の年齢から推計される「平均余命」で除して年金額が決定される。決定した年金額を、本人は死亡するまで受給することができる。その財源は現役世代の保険料であり、賦課方式で運営される。

このように経済悪化リスク、少子化リスク、長寿化のリスクは、高齢者の年金給付で調整されるので、こうしたリスクが発生しても年金給付を現役世代の保険料負担能力の範囲内に抑えることができる。

(2) 第二の柱（FDC）

第二の柱に支払われた保険料は、積立方式で金融市場にて運用される。加入者は1,384万人おり（2008年末）、各自は予め「公開年金基金（Open Pension Fund）」とよばれる14個の基金の中から一つを選び、そこに保険料が積立てられていく。そして各基金の資産運用は株式会社である「年金ソサエティ」に任される。退職時になると、加入者は拠出した保険料総額と運用益を用いて、終身年金（life annuity）を購入していく。

各基金の資産運用には、厳格なルールが定められている。例えば、証券取引所を通じて直接株式投資できるのは資産の40%以下、投資信託を通じて間接的に取引する場合は資産の20%以下、海外投資は資産の5%以下といった制限がある。

また、運用に失敗した公開年金基金の加入者を保護するため、「最低運用利回り」を保障する制度が設置されている。「最低運用利回り」は、全ての公開年金基金の平均運用利回り（直近36カ月）を基準として、「平均運用利回りから4%を差し引いた利回り」と、「平均運用利回りを二分割した利回り」を比べて、小さい方に定められる。各公開年金基金の運用利回りが「最低運用利回り」を割り込んだ場合、①当該基金の資産運用を行った年金ソサエティの「準備金」、②当該年金ソサエティの「資産」、③全ての年金ソサエティから予め拠出された「保証基金」の順序で不足分を充当していく。保証基金を使った年金基金は、倒産を宣言しなくてはならず、その資産は他の年金基金に引き継がれる。

公開年金基金に積み立てられたネット年金資産額は、2008年12月末で1,382億6千万PLN（約4.1兆円）である。全公開年金基金の運用利回りをみると、

2000年から2006年までの年平均実質運用利回りは9.7%であったが、世界的な不況の影響を受けて2008年には▲14.2%となった。2007年度12月末のネット年金試算額に比べて、2008年度の同資産額は、1.3%減少している。

なお、2008年12月末の投資ポートフォリオは、国債投資75.1%、株式投資21.4%、その他3.5%となっている。2007年12月末の株式投資比率は34.7%であったので、2008年以降、株式市場の低迷を受けて、株式投資の割合を大幅に減らす傾向にある。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は、社会政策省が担当する。また、「第一の柱」と「第二の柱」の保険料徴収などについては社会保険庁（Social Insurance Institution：ZUS）が行う。

「第二の柱」は、加入者の保険料を積み立てる「公開年金基金」と、同基金の資産を運用する「年金ソサエティ」によって運営されている。年金ソサエティは、公開年金基金の年金資産の運用を行うための株式会社であり、各年金ソサエティは一つの公開年金基金の資産しか運用できない。

この他、加入者の資産を守るために、「ポーランド金融監督庁（The Polish Financial Supervision Authority：KNF）」が公的な監督機関となっている。

8. 最近の論議や検討の動向・課題

(1) 年金財政の安定化

GDPに占める高齢年金の支出割合は、2007年の9.85%から2050年には8.10%まで低下する。また、高齢年金の財政収支は2030年頃から黒字に転じるとみられる。

そして2050年の高齢年金と遺族・障害年金を合計した対GDP年金支出割合は9.10%である。旧制度を維持した場合には同割合は17.32%になったので、ほぼ半減する。これは、NDC導入による所得代替率の低下と、退職時期延長による効果が大きいと考

えられている。

(2) 所得代替率の低下

新制度では、今後所得代替率が低下し、高齢者の生活に影響を与えていくとみられている。旧制度の所得代替率は70%を超えていたが、NDCの導入によって大きく低下していく。特に、若い世代ほど所得代替率の低下幅が大きい。例えば、1950年出生者の所得代替率は男性75%・女性57%と推計されているのに対して、1974年出生者では男性65%・女性46%まで低下する。

NDCの導入によって年金支出を削減できても、税を財源とする社会扶助や最低保証年金を受給する高齢者が増加していく可能性がある。将来的には、年金財政の安定と年金生活者への生活保障のバランスについて調整の可能性があると言われている。

(3) 「第二の柱」に基づく終身年金の購入

「第二の柱」では、加入者は引退時に積立金を用いて民間生命保険会社などから終身年金を購入することが予定されていたが、2009年からの数年間は、生命保険会社などが終身年金を積極的に販売しない可能性があることが懸念されていた。というのも、支給開始年齢に男女で5歳の違いがあるために、2009年から2013年に終身年金を購入するのは女性に限られる。さらに、特例措置として1949年1月1日～1968年12月31日の出生者には「第二の柱」に加入しない選択肢が与えられている。この結果、2009年からの数年間の終身年金の契約数は少ない可能性が高く、年金保険会社が終身年金の販売に乗り出さないことが懸念された。

そこで2008年に新しい規則が議会で定められ、60歳から65歳の女性は、保険料を積み立てて運用をした公開年金基金からNDCの給付算定と同様のやり方で、一時的に年金の支払いを受けられるようにした。終身年金は、65歳以降になって、新しく設立される年金ファンドや年金会社によって支払われることとなった。